慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	多文化共生とコミュニティ
Sub Title	Multicultural symbiosis and community
Author	築山, 欣央(Tsukiyama, Yoshio)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2018
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.91, No.1 (2018. 1) ,p.335- 363
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	大沢秀介教授退職記念号
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20180128-0335

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

多文化共生とコミュニティ

築山欣央

1　はじめに
（1）グローバル化への反応
（2）多文化共生とコミュニティ
2　豊田市保見ケ丘とそれを取り巻く地域
（1）外国人の状況
（2）豊田市における保見ケ丘
（3）豊田市の多文化共生への対応
（4）豊田市の多文化共生にかかわる組織の経緯
3　定住外国人の生活と「暮らしの質」
（1）グローバル化と定住外国人
（2）定住外国人の問題状況
（3）定住外国人の暮らしの質
4　コミュニティの機能と課題
（1）定住外国人と社会的つながり
（2）定住外国人と教育
（3）定住外国人にかかわる社会的取組みのあり方
（4）外国人の子ども達と文化資本
（5）定住外国人の子ども達の教育と文化資本
5　おわりに

1　はじめに

（1）グローバル化への反応

人の移動の国際化の状況は今日、ますます盛んになり、それに伴う人々の反応も様々にみられる。大きく進展したグローバル化のもと、日本もその流れの中にあり、将来に向けて享受する利益への期待が語られる一方、例えば治安や雇用の点でこれからの社会の変化に不安が示されることもしばしばみられる。[1][2] 移民を受け入れる国の立場からの、内国人におけるこのような人々の感情は、欧米でも政治の動向に影響を与えており、アメリカでは二〇一七年一月に第四五代大統領に就任したドナルド・トランプは、その強硬な移民政策を選挙戦から示していた。また、フランスでも、二〇一七年五月に大統領に就任したエマニュエル・マクロンは、雇用規制と同時に移民問題への対策を唱え、EUの改革につき関連諸国へ支持を求めている。[3]

わが国でも一九八九年の入管法改正により、就労に制限のない在留資格である「定住者」が創設されたことをきっかけに、日系ブラジル人をはじめとする南米からの出稼ぎ外国人が急増し、このような外国人の移動の動向が政策課題として認識されるようになってきた。[4] その後、二〇〇八年九月のリーマン・ショックにより一時的に日本に入国する外国人の数は減少をみせたが、二〇一二年からはまた増加傾向に転じ、二〇一六年末には二三八万二八二二人と過去最高を記録している。[5] これは、二〇一三年九月八日、二〇二〇年のオリンピックが東京で開催されることが決定され、公共事業の増大により労働力の需要が高まったことも関係している。また、このようなことから、日本に入国し在留する外国人について各方面での議論が高まっている状況にある。[6] さらに、二〇一七年八月一一日、海外在住の日系四世が日本で就労できる新制度の創設を政府が検討していることも、新聞社の取材に対し法務大臣から示された。[7]

（2）多文化共生とコミュニティ

グローバル化により外国人を国内へどう受け入れるか、これは各国が前提に据える政策により異なってくるが、現在、日本国政府は受入れに対しては積極的なように表面的にみられ、前述したような労働力の需要をはじめ国内の経済や産業の発展のため、そこで生ずる「人手不足」に何らかの手段で対応するため、外国人の受入れが進められている。しかしながら、その一方で、外国人の受入れを論ずる際に日本国政府は「移民」という言葉を避け、一貫して非常に慎重な姿勢を取り続けていることには、そのような受入れの在り方について批判がある。[8][9]

グローバル化が進行する中で、日本国内における外国人の立場がいかなるものか、本稿では多文化共生のあり方から検討をする。ここで、外国人の立場につきその一つの捉え方として、憲法学では、人権の享有主体の問題から論じられることが主であるように考えられる。通説および判例では、権利の性質上適用可能な人権規定はすべて及ぶと考えるのが妥当であるとされ、さらに具体的な外国人の類型に注意しながら判断すべきとされる。[10] 本稿は、そのような憲法学の争点から厳密に検討をするというよりも、外国人の生活状況の質が多文化共生の観点からいかなる程度において保たれるのか、という人権の前提となる部分にまず関心を置くこととしたい。「国境を越えるモノ・カネ・ヒト、そして情報の移動は、グローバルな空間を創りだし、統合を進めるとともに、さまざまな亀裂を具体的な場に創りだしてきた」といわれる。[11]「移動する人びとが新たな場所を生み出してきており、グローバル空間に介入してきて」おり、「近代社会の基盤であった家族・共同体や国民が揺らぐ場所」にその亀裂があらわれてくる。[12]

これまで、在留外国人にまつわる重要な場として、[13] 筆者はその居住・研究拠点地域である豊田市を軸として研究を進めてきた。[14] 本稿では、これまでの研究を総合的に振り返りつつ、外国人に関連するコミュニティにつき、

その関係性を分析し、多文化共生という視点からそれらがいかなる機能を有し、また果たしているか検討を加えることとしたい。以下の2では、豊田市の中でも特に外国人が集中する保見ケ丘（保見団地）に焦点をあて、まず、豊田市の日系定住外国人の状況を整理する。そして、地域に外国人を受け入れる場面で、最も基本的な主体となる自治体としての豊田市の受入れ体制として、基本的な施策と事業をみていくこととしたい。3では、まず、日本における定住外国人の状況を概観し、多文化共生の観点からその暮らしはどうあるべきか参考となる指標を紹介する。また、ここでは、二〇〇八年九月のリーマン・ショックという経験から、日本国政府や豊田市での定住外国人受入れの意識に生じた変化についても触れる。4では、3でみた指標の中から「教育」と「社会的つながり」の2点を取り上げ、地域におけるコミュニティとの関連性に焦点を当て分析をおこなう。定住外国人の居住地域で、その者達を取り巻く社会的なつながりは様々にあるが、グローバル化という現象の中で、移民として存在する外国人がその居住する地域でいかに生活の質を保ちうるか、多文化共生という観点から検討したい。

2　豊田市保見ケ丘とそれを取り巻く地域

（1）外国人の状況

これから豊田市保見ケ丘に関する内容に入る前に、日本国内に在留する外国人とそのうちの外国人労働者数の数値について基本的なものを整理していきたい。まず、二〇一七年三月一九日の法務省の発表によると、日本における中長期在留者数[15]は、二〇一六年末現在二三八万二八二二人となっている[16]。この数値は、前年末の人数二二三万二一八九人から一五万六三三人（六・七％）増加し、過去最高を記録している[17]。また、そのうちの外国人労働者に関して、二〇一六年一〇月末現在の「外国人雇用状況」の届出状況として、その数は一〇八万三七六九人

と初めて一〇〇万人を超え、前年同期比で一七万五八七三人（一九・四％）増加し、四年連続で過去最高を更新している。[18]

日本国内の外国人につき都道府県単位でみてみると、愛知県は現在、その中長期在留者数と労働者数の双方で、東京に次いで二位となっているが、[19]その県内の状況を確認しておくと、外国人住民数としてであるが、県内総人口が七五一万一〇九九人であり、そのうち外国人住民数が二二万四四二四人（二・九九％）となっている。この愛知県内の外国人住民数につきさらに市町村単位でみてみると、最も多いのが名古屋市で七万四一八〇人（三三・一％）で、以下に豊田市で一万五六七二人（七％）、豊橋市で一万五二四九人（六・八％）と続いている。[20]

（2）豊田市における保見ケ丘

次に、豊田市での外国人の状況について概観すると、以下のようにみることができる。二〇一六年一〇月一日現在、豊田市の全市人口は四二万四七一六人であり、世帯数は一七万五八〇七となっている。[21]この内、外国人総数は一万五〇一七人で全市人口の三・五四％となっている。[22]外国人の国籍別人口については、多い順にブラジルが五五二五人、中国が二六七六人、フィリピンが一五九九人、韓国・朝鮮が一二六五人、ペルーが六九七人、その他の人数として三二五五人となっている。豊田市内の町別外国人数としては、二〇一六年一〇月一日現在、保見ケ丘が一位で三五一〇人となっており、[23]若林東町が二位で四八五人、大林町が四五一人で三位である。また、保見ケ丘は日本人も含めた住民人口は七〇二八人でその内外国人が三五一〇人と外国人比率は四九・九四％となっており、外国人比率が二位の美和町は一七・五七％（二一一一人中三七一人）、三位の京ケ峰が一四・一五％（一九〇一人中二六九人）と、外国人数でも外国人比率においても豊田市では保見ケ丘が一位となっている。保見ケ丘の外国人比率は二〇〇〇年で三一・八％、二〇〇八年には四八％を超えるが、同時期に発生したリーマン・

ショック以後、外国人の失業者が増加し、しばらく保見ケ丘の外国人数は減少することとなる。二〇一三年に入って日本の景気は持ち直しに転じ、二〇一五年、保見ケ丘の外国人数も増加に転じた。二〇一六年一〇月現在、その外国人比率は四九・九％と五〇％に近づく数値となっている。なお、豊田市保見ケ丘の四から六丁目にあたる保見団地の外国人比率については、二〇一六年一〇月一日現在、住民人口五五六〇人のうち外国人が三三九二人と六〇％を超えている。[24]

（3）豊田市の多文化共生への対応

日本全体において、在留外国人の数が年々増す中、中長期在留者数の状況も鑑みれば外国人住民の定住化の傾向は強く、多国籍化も進んできている。外国人住民が国内の各地で増加していく中、自治体をはじめとする関連主体はいかなる対応をしてきているのか。豊田市という地域においては、前にもみたように、市内における外国人の住民の数や日本人住民に対する比率が全国的に高い状況にあり、また保見ケ丘という外国人住民特にブラジル人についての特殊な背景を有する地域がある。そこで、自治体としての豊田市が外国人住人にかかわる政策特に多文化共生施策をいかに考えまた行っているか、市の関連組織の経緯にも簡単に触れつつ、基本的な内容を整理しここで示しておきたい。

豊田市作成の「豊田市の国際化（現状と取組）」によると、[25] 外国人が日本で生活する上で困難を生じやすい諸場面で豊田市が考慮しているものとして、外国人にとり生活にかかわる制度の上で不十分な点があるといった「制度の壁」、日本語が理解できないことから生活の重要場面で支障が生じる「言葉の壁」、日本で一般的な生活習慣とは異なる習慣をもつ国の出身であるため日本社会になかなかなじめない「心の壁」という三点が挙げられている。これら三点の「壁」からさらに、豊田市は「3点の課題」が浮かび上がるとする。その課題は、まず一つめ

に「教育・青少年問題」が挙げられ、子どもが受ける教育の状況や、親の子どもの教育に対する意識といった例が示されている。二つめの課題としては「保険・労働問題」が挙げられ、制度について理解が不十分なため社会保険に入れない事態、3Kや派遣労働などの不安定な雇用といった難しい労働環境、不況による失業や日本語能力の不足による就職困難といった就労機会の喪失の事態が示されている。そして、三つめの課題は「コミュニティ問題」で、出身国コミュニティで日本語が話せなくても生活してしまうことで日本語を身につけずにいる事態や、日本人社会に馴染めないまま生活を続けてしまう集住問題や、ゴミ出しや車両の騒音や違法駐車等で生活習慣の違いから日本人住民とのトラブルが生じ相互不信にまでいたるといったマナー上の問題、一部の外国人の犯罪で外国人全体が悪く捉えられるといった日本人住民による行き過ぎた治安悪化の懸念といった問題が示されている。

以上のような課題等にかかわる経験と考慮をふまえ、豊田市は二〇〇九年三月に「豊田市国際化推進計画」（以下「二〇〇九推進計画」という。）を策定した[26]。本計画は「『世界に開かれた都市づくり』に向けて」「魅力あふれる国際交流都市」「安全・安心な多文化共生都市」といった二つの理念のもとで、生活環境にかかわる「快適に滞在できる環境づくり」、相互理解にかかわる「国際化に対応した人づくり」、生活適応にかかわる「ともに暮らしやすい社会づくり」という三つの目標と施策の方向性（分類）をもち、さらにそれぞれの下で設定された重点プロジェクトが実施されるとする。本計画は二〇一三年三月に期間満了を迎え、それを引き継ぐ「豊田市国際化推進計画改訂版」（以下「推進計画改訂版」という。）が同三月に策定された[27]。ここにおいては、「外国人の存在を地域の発展を担う市民として捉えて、まちづくりに生かしていく」といった新たな視点が提示された。そして本計画の施策体系は、二〇〇九推進計画と同様の三つの目標と施策の方向性（分類）を継承し、それぞれの下で設定された重点テーマに沿って具体的な重点事業が実施されるとする。その重点事業の内容として、基本目標

「快適に滞在できる環境づくり」では来訪者である外国人や住民である外国人に向けての環境が考慮され、①外国語観光情報ホームページの運営、②環境モデル都市を軸としたシティプロモーションの実施、③外国人市民会議の開催が設定されている。基本目標「国際化に対応した人づくり」では、身の回りの生活環境での異文化や外国人に対する理解を進めることが考慮され、①海外自治体等との職員交換の検討、②「国際の日」の普及・関連事業の実施、③国際子ども会議の開催が設定されている。基本目標「ともに暮らしやすい社会づくり」では、地域で暮らす外国人住民の生活上の壁を取り除きその適応促進を充実することが考慮され、①外国人への導入教育の仕組み検討と実施、②緊急時の多言語防災情報の提供検討、③プレスクール事業の検討と実施が設定されている。

（4）豊田市の多文化共生にかかわる組織の経緯

豊田市の多文化共生にかかわる組織については、まず、一九九九年に設置された秘書室国際課が挙げられ、この時点を境に市の多文化共生に関する施策や取組みが活性化されていく。[28] そして、同年八月には豊田市国際化施策推進会議が発足し、国際課施策を総合的に推進するために庁内の連絡・調整の機能を果たしていくこととなった。[29] 二〇〇一年二月には、「豊田市に在住する外国人住民の受入れ体制を整備し、互いに尊重しあって暮らすことのできるふれあいのある多文化共生のまちづくりを推進する」を目的とした豊田市多文化共生推進協議会が設置された。本協議会は、市内の外国人住民にかかわる課題に関係する国、県および市の関係機関、企業、ＮＰＯ、自治会等から構成され、教育・青少年部会、保健・労働部会、コミュニティ部会の三部会で、それぞれの課題について協議を行っている。[30] なお、国際課はその後二〇〇八年に総合企画部国際課として設置され、企画政策部国際課を経て、二〇一六年以降経営戦略室国際まちづくり推進課となっている。

このように、保見ケ丘という場所は、豊田市、愛知県、さらに日本という広がりにおいて、グローバル化の中で移動する外国人により影響を受け、今までにいたっている。豊田市はこれまで、市内の多文化共生に関する施策を実施してきた訳であるが、とりわけこの保見団地の立地する保見ケ丘を考慮しつつ対応してきた。その背景としては、トヨタ自動車を中心とする数多くの自動車関連産業が集積する一帯を豊田市が抱え、そこで就業する外国人労働者を生産力を維持するための重要な存在と捉えていることは否めない。それでは、豊田市に居住する外国人は、多文化共生という観点からいかなる位置にあるのか。今日のグローバル化にある状況で、移動する人々がその地域で生存する意味はどのようなものか、以下で考えていくこととしたい。

3　定住外国人の生活と「暮らしの質」

(1) グローバル化と定住外国人

前述したように、日本における外国人の中長期在留者数、また外国人労働者数はこの数年増加の勢いが強くなってきており、これは日本の景気が回復傾向にあることから労働市場が改善する一方で、それに対応する労働力人口が間に合わずその人手不足の解消を外国人労働者に求められていることによる。[31] 二〇一六年末の外国人雇用状況が初めて一〇〇万人を超え、四年連続で過去最高を更新していることにつき、厚生労働省は、その要因として「留学生の本邦企業への就職支援の強化を含め、政府が進めている高度外国人材[32]の受入れが着実に増えていることに伴い『専門的・技術的分野』の在留資格の外国人労働者数が増加していること」と「留学生の受入れが進んでいることに伴う『資格外活動』の増加や、雇用情勢の改善が着実に進んでいることから、就労に制限のない身分に基づく在留資格の外国人労働者が増加していること」を示している。[33] この状況について、在留資格別の

割合で外国人労働者数をみてみると、まず、全外国人労働者数（九〇万七八九六人）に対して「身分に基づく在留資格」が四一・一％（四一万三三八九人）と最も多く、次いで留学生のアルバイト等にあたる「資格外活動」が二二・一％（二三万九五七七人）となっている。そして以下に、「技能実習」の一九・五％（二一万一一〇八人）、「専門的・技術的分野の在留資格」の一八・五％（二〇万九九四人）、「特定活動」の一・七％（一万八六五二人）と続く。例えば、この状況を国籍別・在留資格別にみると、保見ケ丘に多く住むブラジル人の状況については、「身分に基づく在留資格」[34]が九九・二％であり、さらにその資格の中で「永住者」の割合が四九・五％、「定住者」が三四・五％、「日本人の配偶者等」が一四・五％、「永住者の配偶者」が〇・七％となっている。このブラジル人の「身分に基づく在留資格」の九九・二％はペルーと同じ値であるが、それ以外の国と比較して、例えば、以下に高い割合のフィリピンは七六・五％、イギリスは三七・一％、韓国は三六・六％と続いており、非常に高い割合となっている。[35]このようなブラジル人やペルー人の在留状況には、日系人およびその家族といった日系定住外国人といった出自が大きく関係していると捉えられる。すなわち、「永住者」「定住者」といった「身分に基づく在留資格」での在留は、活動に基づく在留資格より入国した者と異なり自由に就労できるため、日系外国人はその利点に惹かれ来日し、就業してきたのである。

（2）定住外国人の問題状況

上記のような日系人定住外国人の立場は、しかしながら、景気の動向に左右され、例えば最近では二〇〇八年九月のリーマン・ブラザーズの経営破綻が引き金となったリーマン・ショックの際、日本国内での生活を継続するのに困難を抱える者が数多く生ずることとなった。[36]日系定住外国人の多くは派遣や請負といった雇用形態をとっており、景気の悪化の際には企業による大量解雇により多くの日系外国人が職を失った。また、そのような

日系外国人が再就職を求めたとしても、それまで主に母語を使用していて特に深刻な問題状況にいたらず日本語能力の習得が不十分なままであった者は、それがままならず日本での生活を継続していくことが難しくなった。当時多くの外国人労働者は上記のように間接雇用の形態であったが、このような労働力としての扱いは調整弁的な労働力であるがゆえに、好景気時には高収入が得られたとしても、結局のところ不安定雇用にすぎないことが露呈したと強く批判されている。また、この時期で国による「日系人離職者に対する帰国支援事業」につき、二〇〇九年三月に発表され同四月から実施されることとなったが[37][38]、ここで改めて、日本の外国人労働者受入れ体制への認識の問題点が浮かび上がることとなった。二〇〇九年七月公布の入管法改正では、在留資格「技能実習」の新設がなされたが、これも安価な外国人労働者の調達と批判されている。

前の2（3）でみてきたように、リーマン・ショック直後の時期[39]に豊田市は二〇〇九推進計画を策定し、市の国際化の取組みを進めてきた。その後、二〇一三年に推進計画改訂版を策定し、外国人住民を「支援を必要とする一時的な滞在者」ではなく「共働して地域の発展を担う市民」として捉えて、まちづくりに生かしていくといった新たな視点を示し、重点テーマや重点事業の内容を再構成していった。推進計画改訂版では、特に基本目標「ともに暮らしやすい社会づくり」については、そこでの重点テーマとして「外国人住民への適応促進の充実」が掲げられ、これに沿って個別施策と事業がより精緻化され、「多言語での生活関連情報の提供及び支援」、「外国人防災対策・緊急対応」、「教育支援の充実」、「外国人の適応支援」の四つの個別施策が設定されその下に五〇の事業が用意されている[40]。このような一連の施策と事業の調整は、二〇一〇年八月の「日系定住外国人施策に関する基本指針」や二〇一一年三月の「日系定住外国人施策に関する行動計画」の策定といった政府の動きに対応したものと捉えられる[41]。

このような国や自治体の多文化共生に関する政策の動向で、その地域の外国人にまつわるコミュニティがどの

ように影響を受けうるのか、本稿において重要な関心となってくる。上記のようなリーマン・ショック以降の景気悪化という出来事から、外国人の失業、特にその割合からブラジル人の大量失業、出身国への帰国といった波及の様子は、「定住外国人の『定住』の脆弱さ」を浮き彫りにしたと指摘される[42]。すなわち、在留外国人が減った地域では、多文化共生にかかわる取組みの停滞ないし後退もみられ、一方、在住を続ける生活支援の必要性はむしろ高まるといった状況である。その状況について、外国にルーツをもつ子どもの中でも、特に親の就業が不安定な場合や母子家庭である場合に、子どもの貧困の問題が深刻化している、ともいわれる。

（3）定住外国人の暮らしの質

それでは、定住外国人が実際に生活する上で「暮らしの質」といった観点から[43]、生活環境の中でどのような事柄に重点を置けば改善が期待できるのであろうか。すなわち、日本人住民に限らず外国人住民をも含めて生活環境が良好だといえる状態を形成・維持するために、実際に評価を行う上で具体的にどのような場面を重要とし、即ち指標とし取り上げるのか。また、そのような取り上げられる諸場面で「多文化共生」という観点からより有効とされるものはどれか。

定住外国人の居住地域における社会的生活について考えてみれば、それが長期であれ短期であれ、本人だけでなく家族をも含んだ日本における継続的な生活の形態をとるものである。外国人居住者のその居住地域コミュニティにおける包摂については、経済的な活動を通じて収益を得ようと来日し生活する外国人の地域による受入れという側面を扱うものといえる[44]。これを継続的なものと捉える場合、その本人のみならず家族をも含んだ場面が、特にその子どもの成長にかかわる教育という点が、外国人居住者にとって健康で文化的な生活を世代間を通じて連続するかたちで営むため重要なものとなってくるように筆者は考える。家族とともに来日した外国人が労働を

継続する場合数年に渡るもので、その数年は子どもにとってはより重要な期間となりうる。「経済的に苦しい家庭に育った者は、十分な教育を受けることがないまま不安定な職に就き、経済的に苦しい家庭を築くことが多い。その意味では、教育程度の低さは貧困の結果であり、また原因でもある」といわれる。[45]

そこで、進行中の社会問題に開かれるような指標を検討し、生活環境における「暮らしの質」を改善するため社会的諸目的に関する議論を進められるよう調査および研究に基づく提案として、スティグリッツらの取りまとめた報告書が参考となる。[46] ここでは、「暮らしの質」の計測のため、人の暮らしの長さと質を形成する基本的な分野である「健康」、経済的生産性を下支えする技能と能力を提供するもので、さらには教育に投資した本人と、その人が住む地域社会の両方に大きな利益をもたらす「教育」、その人が自身の時間をどのように過ごしているか時間配分と生活の文脈への関わり方としての「個人的な諸活動」、公共政策を是正する手段となりうる「政治的発言権と統治」、健康と食そして住環境といった利益に関する「社会的つながり」、大気や水そして自然環境等の直接的又は間接的に人々の健康に影響を及ぼす「環境の諸条件」、犯罪や事故そして自然災害等個人の身体を危険にさらす要因を含む「個人的な身の危険」、失業や病気そして高齢化といった「経済的な安全度の脅威」といった諸指標が示されている。[47] これらの指標において、定住外国人の生活の質という点で、また外国人に関連するコミュニティに関する分析といった本稿の関心から、筆者が特に着目するものとして「教育」と「社会的つながり」の二点を挙げることができる。外国人が家族として日本に居住する場合、上で触れたような定住の「継続性」を考慮すれば、これら「教育」と「社会的つながり」の二つの指標はそれぞれが単独で重要であり、また二つが相互に作用しながら定住外国人の生活の質に影響を与えているようであると、筆者は捉える。次の4で、「外国人における教育」と「定住外国人における社会的つながり」といった二つの場面で、外国人の生活の質がいかに保たれるか、検討してみたい。それら場面に関連しうる地域の主体は複数考えられるが、コミュニティの

観点もここでは注意を払っていくこととしたい。

4　コミュニティの機能と課題

（1）定住外国人と社会的つながり

本稿ではこれまでに、日本に定住する外国人の生活を取り巻く状況につき簡単に整理してきた。その際、定住外国人の生活の質を左右する出来事として、二〇〇八年九月に起きた、リーマン・ブラザーズの経営破綻とそれに引き続く世界的な金融危機、すなわちリーマン・ショックを取り上げた。このような大きな事件で景気が悪化した場合、多くの定住外国人の生活がそれにより揺るがされるといった可能性は非常に高くなる。ただ、そのような多方面かつ多数の者に広範囲に影響を与える事件に限らず、大小何らかの出来事が一定の定住外国人に影響を与えることも当然ありうる。そのような生活を左右する出来事に対応するため、例えば、国民健康保険[48]や子ども手当[49]等の国や自治体による社会保障および社会福祉制度の整備がこれまでなされてきた[50]。

前の3（3）でみたスティグリッツらの報告書は、「暮らしの質」に関する諸要素の一つである「社会的つながり」も、暮らしの質を多くの面で向上させるという。報告書は、楽しみを含む社会的諸活動の多くが社交を伴うため、多くの社会的つながりをもっている人ほど、人生に高い満足度を見出しているとする。また、社会的つながりにより得られる利益として、報告書は、健康と職が見つけられる可能性を挙げており[51]、「保健や安全のような[52]」社会福祉および社会保障制度に類似の機能をこれが持ちうると捉えられよう。そして、報告書は、社会的つながりはしばしば「社会的資本」（ソーシャル・キャピタル）とされるが、それがもたらす結果の広がりを重視し、「社会的つながりは、その網の目（ネットワーク）に入っている人々に利益をもたら」し、また「その集団の

性格と検討対象にする効果次第で決まるような効果を、その集団に属していない人びとにも及ぼす」と述べる。[53]

ここで、国や自治体といった公的機関による施策や制度とこの社会的つながりがどのような関係を有しているのかについても、本報告書は述べており、「市場及び政府サービスが発達することによって、これまでのものとは異なる取決めが提供されるので、人びとの地域社会とのつながりが減少しているかもしれない」とする。ここで、本報告書により以下のような指摘があることが、筆者により着目される。地域社会の社会的つながりによる機能に、公的機関の事業が代替することとなった場合、[54]「社会的なつながりの低下は人びとの暮らしの質に悪影響を及ぼすかもしれない」という指摘である。[55]おそらくここでは、上でみたように社会的つながりを社会的資本と捉えることもできることから、市場や政府では代替することができない性質の機能を社会的つながりがもちうることを報告書は念頭においているように筆者は考える。

（2）定住外国人と教育

また、スティグリッツらの報告書では、「教育」も暮らしの質に関する一要素であるとし、経済的生産性を下支えする技能と能力を提供するもので、さらには教育に投資した本人と、その人が住む地域社会の両方に大きな利益をもたらすという。同報告書は、「経済的生産を下支えする技能と能力を提供するうえで、教育が重要であることを、経済研究は長年強調してきた。しかし、それが人びとの稼ぎや生産性に及ぼす影響とは別に、教育は暮らしの質にとって重要である」とする。同報告書では続けて「それが高い所得をもたらすという要因を除いて計算しても、教育は人びとの人生に対する満足度と深く関係している。さらに、よい教育を受けた人ほど、一般的には、健康状態がよく、失業することが少なく、社会的なつながりが多く、市民社会および政治生活にもより深くかかわっていることが多い」とも述べている。[56]ここで示された、人生に対する満足度をはじめとする数々の

生活の質に関する利益が教育によりもたらされうるとすると、定住外国人の子ども達への教育への対応、国や自治体といった公的機関だけでなくＮＰＯ等の関連主体も含んでの対応はその生活の質の向上にとり重要なものとなってくる。

そして、報告書は「教育は、教育に投資した人と、その人が住んでいる地域社会の両方に、（金銭的と非金銭的なものを含めて）大きな利益をもたらす。このことについては全員の合意がある」とも言う。３（３）で示したように、「定住外国人の居住地域における社会的生活」が、「定住外国人の居住地域における社会的生活について考えてみれば、本人だけでなく家族をも含んだ日本における継続的な、それが長期であれ短期であれ、生活の形態をとる」ものであるとすれば、教育、特にその子ども達に対する教育は、その後の世代への連続性も考慮した定住外国人の暮らしの質に関し非常に重要な要素となるとともに、「社会的つながり」にも影響を及ぼしうるように筆者には捉えられる。

（３）定住外国人にかかわる社会的取組みのあり方

これまでにみた豊田市のように、外国人にかかわる政策をその地域の実情に応じながら実施していく自治体は他にも全国各地にみられる。ただ、その地域での社会的課題（本研究では定住外国人にかかわる課題に焦点を当てているが）に取組む主体は自治体等の公的主体だけでなく、そこに存在するコミュニティや市民、企業等といった様々な存在もあり、それらが相互に関連しながら具体的な活動が進められている。

このような「地域における多分化共生の取り組み」[57]につき、田村太郎氏により、四つの地域モデルが示されており参考となる[58]。ここでは、都市か地方か、集住型か散住型かという二つの軸により、都市で集住型の「中心市街地型」、都市で散住型の「都市近郊型」、地方で集住型の「外国人多住型」、地方で散住型の「地方型」と分類

されている。そして、それぞれのモデルの有する特徴により、必要な施策が示されているが、例えば「外国人多住型」は、特定の出身・在留資格の外国人が特定地域に集住しているといった特徴があり、日本語習得や就労トレーニング機会の充実、移民第二世代の就学・就労支援、民生・児童委員等への研修が施策で必要であるとされている。[59] そして田村氏は、具体的な主体に対し期待される取組みとして、政府においては方針の策定や財政措置、民間活動への支援、情報提供であり、自治体においては情報提供や生活相談、就労支援、教育支援の実施であり、市民・企業においては関連基金の創設や啓発キャンペーン、ＮＰＯやソーシャルベンチャーによる事業の推進、事業所での就労促進や起業による「しごと」づくりであるとし、外国人コミュニティがそれぞれの取組みに応答していく、といった構造を示している。豊田市保見ケ丘は、その地理的な位置から、これらの地域モデルのうち外国人多住型に当たるように考えられるが、日本語習得や就労トレーニング機会の充実、移民第二世代の就学・就労支援、民生・児童委員等への研修といった必要な施策につき検証が求められよう。

（4）外国人の子ども達と文化資本

上の（2）において、暮らしの質に関する「教育」の要素が、教育を受けた者の将来的な所得金額の向上、人生に対する満足度、良好な健康状態の維持、失業の回避、社会的なつながりの実現に密接に関連するものであるとするスティグリッツらの報告書をみた。では、さらにこれら利益を、外国人多住型の地域での定住外国人の子ども達につき可能な限り最大化することはいかに実現できるだろうか。[60] 子どもの教育に関し、その就学行動や学習態度に影響しうる社会的文化的諸条件の問題点が指摘され、このような条件を資源・資本として捉え、それらの利用可能性と戦略の検討がなされる「文化資本」（capital culturel）からの捉え方がここで参考となる。[61] この「文化資本」は、①言語や知識の操作能力のような形で、②書籍、レコード、芸術作品のようなストック的形態

で、③社会関係資本としての家族サポートや身近な行為者モデルなどとして、④時間の知覚、価値優先度の知覚等々を通して、人々の実践を規定するものと説明される。[62] 宮島（二〇〇二）は、出稼ぎ外国人等において、その国への自身の家族の社会化の場面で文化資本のうえで多かれ少なかれ制約を負っているとし、これが家庭内での教育への関与を不十分にするという。そして、文化資本での家族的要因のうち、①家族の構造の安定とその連続性という点、②定住の事実の認識と家族再生産の考慮という点、③困難発生時の家族全体でのサポート態勢という点、[63] を子どもの学業達成に影響しうるものとみる。

日本の小中学校の外国人児童生徒の教育において、文化資本として何が重要なものとなってくるのか。挙げられるものとして、親の学校経験すなわち学歴、親や周囲の人の日本語使用についての支援、子による学習への動機づけを支える親と子との意識の合意、家族内での子どもの学習に対する支援態勢、子どもが将来設計を意識するのに参考となる身近な関係者の存在等である。[64] これらのうち、現状の日本の教育システムで補うことのできないものが、外国人の子どもの社会的排除を引き起こすと想定される。宮島がその調査からまず着目するのは、子どもへの親や周囲の人による日本語支援という点、さらには、社会生活言語ではなく学習思考言語（教科の言語）の克服という点である。次に、広く、子どもが学習する場面での意識に対する周囲の支援と環境という点である。

（5）定住外国人の子ども達の教育と文化資本

これらのような文化資本にかかわる条件をいかに補うか。例えば、豊田市ではそのような多文化共生への取組みにおいてＮＰＯ等の市民活動を取り込んでいる様子がみられる。具体的に、豊田市とＮＰＯとの共働による取組みとして、①学齢期の子どもたちを対象に宿題や基礎学力の積上げ、日本語学習等の支援を実施する外国籍児童生徒学習支援事業委託や、②中学就学年齢以上の子どもを対象に、自分をみつめ、自分が就きたい職業につい

て考える機会を提供する外国人青少年自立支援事業委託、③外国人の個別の要望に応え、ボランティアと対等な立場での相互理解を目的とした日本語教室や生活相談を行う外国人住民地域参加促進事業委託、④公立小中学校やブラジル人学校等に通っていない学齢期の子どもを対象に、居場所を提供し、最低限の教育の保障を提供する外国人不就学サポート事業委託がある。[65][66] これらの事業を豊田市から委託されたＮＰＯは、豊田市保見ケ丘において外国人に対する支援を継続的に行ってきた実績を有するもので、各方面との連携を図りつつその機能を果たしている。

例えば上記の事業を担当するＮＰＯの一つである子どもの国の活動を調査してみて、その外国人の子どもの教育における有効性を考えてみると、[67] その子ども達の通う小中学校では対応しきれない家族という部分への関与と対応が可能となっている点を指摘することができる。すなわち、何らかの家族の場面への対応は、一方で配慮の側面を有しつつも他方で干渉の側面をもつ恐れがある。そのため、学校教育においては、公立の組織ゆえ私生活への過度の関与を避ける傾向を有し、問題解決のために家族の私生活の部分への「深入り」をすることはほとんどない。ＮＰＯとしての子どもの国は、家族の私生活への配慮としての関与をしつつ、教育的支援をする際に発生した課題や問題への適切な解決を導くことを可能としている。また、子どもの国では、児童生徒の受入れの際にその子どもと保護者に対する面談を詳細に行っており、安定した子どもへの教育姿勢がその成長にとり重要であると家族に対して説明をした上で、本ＮＰＯが運営する教室（ゆめの木教室）への受入れをしている。そして教育姿勢に関する同様の説明は、教室で受け入れている際に問題状況が生じた場合にもその都度示され、家族の側にその理解を深めるようになされている。このような家族内での教育に対する安定的な支援の啓発といった点も、外国人の子どもの教育にとり有効なものと捉えられる。子どもの国で受け入れている子どもの保護者の多くで、その子どもの学校教育を保護者の都合による頻繁な移転により中断させることがないよう注意しているよう

にみられるのは、このような啓発の影響もあるのではと筆者は考える。このような有効性は、定住外国人のコミュニティにより緊密にかかわるものであり、そこでの子ども達の文化資本をより豊かにするものと筆者は考える。

5　おわりに

現在、日本は少子高齢化が進展し、様々な場面でこれまでのあり方が通用しない、いわば「歪み」が生じている。[68] 少子高齢化であることに加え、さらに、二〇二〇年の東京オリンピックに向けて公共事業が増加し、建設業界を中心に労働力が求められ、外国人労働者にその役割を期待する声が聞かれる。それゆえ、日本が外国人に対して対応する姿勢（それは様々な場面に分かれて存在するが）の適切さが問われてくる。[69]

日本に定住する外国人も、単身で来日し今にいたる者もいれば、家族を連れ立って来日してきた者、来日後結婚して家族をもつことにいたった者等、生活の状況もそれぞれで異なってこよう。来日当初は単純な就労目的であったのが、日本に居住するうち、それ以外の目的もみえてくることもある。そして、定住にいたった外国人の家族、特にその子ども達に目を向けると、日本に居住する意味が将来に向けて内容の広がりをもってくると考えられる。

本稿では、日系定住外国人が多く住む豊田市保見ケ丘という地域の現在に目を向け、国や市役所をはじめとする関連主体との関係性を分析してきた。「関係性」とは、地域がその外部に影響を与え、そして地域も外部から影響を受け、それぞれがどのように変容しうるかということにかかわるであろう。多文化共生という観点からは、そこで定住外国人の生活の質がいかに保たれ向上するのか、問題となってこざるをえない。そこで、2において

は、豊田市保見ケ丘とそれを取り巻く地域の現状を示し、これに自治体としての豊田市がいかに対応しているか整理した。3では、スティグリッツらの報告書における「暮らしの質」の指標を紹介し、これが定住外国人の生活にどう適用できるか考察をおこなった。4では、その指標の中でも「社会的つながり」と「教育」の二つを重要なものとして取り上げ、定住外国人の生活がより質の高いものとなるために、関連する主体に求められる方向性を見出すこととした。本稿では「教育」の要素に多様な利益が含まれることを明らかにし、定住外国人の世代間の連続性と将来性についてこの「教育」が基本となることを確認した。

伊豫谷（二〇一一）は、「グローバリゼーション研究の目的は、グローバル化をより住みやすい世界へと転換することにある」という。[70] 本稿での多文化共生に関する研究においても、そこで人がより住みやすい世界にいかに転換されるべきか、重要な問題意識だと考える。

（1） ここでグローバル化とは、政治、経済、文化等の様々な場面でそれらに関係する制度や仕組みが、これまで意識されていた国家や地域の境界を越えて地球規模に拡大することと筆者は捉える。「このようなグローバル化を人々がもっとも直接に経験するのは、雇用や日常生活での不安であ」る。伊豫谷登士翁「グローバル化の展開する場所と移民」『学術の動向』一六巻四号（二〇一一年）一二頁以下。

（2） 「反グローバル化にどう対抗するか」日本経済新聞 電子版 二〇一六年五月二日（http://www.nikkei.com/article/DGXKZO00313440S6A500C1PE8000/、二〇一七年八月一五日最終閲覧）。ここでは、アメリカのトランプ氏についての他、欧州での動向も示されている。そして、反グローバル化の背景に触れたうえで、「人々の不満につけこみ、安直だがわかりやすい政策で支持を得ようとする政治の動きがまん延し始めた」と指摘する。

（3） 「仏大統領 中東欧首脳にEU改革への支持求める」NHKオンライン 二〇一七年八月二四日（http://www3.nhk.or.jp/news/html/20170824/k10011109411000.html、二〇一七年八月二六日最終閲覧）。

（4） この「定住者」には、日系三世（とその配偶者および未婚未成年の子）が含まれ、受入れの根拠は日本人との

「血」のつながりとされる。宮島喬・鈴木江理子『外国人労働者受け入れを問う』（岩波書店、二〇一四年）一一頁以下参照。また、築山欣央・大沢秀介「多文化共生施策をめぐる課題―豊田市及び静岡県を具体例として―」現代マネジメント学部紀要第三巻第一号（愛知学泉大学、二〇一四年）二五頁以下、築山欣央「共生社会の視点―豊田市保見ケ丘のＮＰＯを手掛かりとして―」法政論叢第五三巻第二号（二〇一七年）一三九頁以下も参照のこと。

（5）法務省ＨＰ（http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri04_00057.html）の報道発表資料参照。

（6）例えば、自治体の外国人への対応として、佐賀県の生活支援およびサービスの場面での多文化共生推進施策の展開がある。これに関する県の国際戦略本部会議（第六回）が二〇一七年八月二四日に開催された。佐賀県では県内在留外国人の数が二〇一六年末で五一四〇人となり、これは前年から一三％の増加率を示すもので全国一であった。「多文化共生を推進　県が国際戦略会議」佐賀新聞　二〇一七年八月二五日（http://www.saga-s.co.jp/news/saga/10101/457730、二〇一七年八月二六日最終閲覧）を参照のこと。また佐賀県の記者発表（https://www.pref.saga.lg.jp/kiji00357330/index.html）も参照。

（7）ここでは、ワーキングホリデーに類似した制度を念頭に置きながら、最長三年まで日本で働けるかたちで、その就労資格取得の条件として日本語要件が設けられる方針であることも示された。「日系四世の就労へ新制度　上川法相『最長三年』検討」静岡新聞　二〇一七年八月一一日（http://www.at-s.com/news/article/politics/shizuoka/390371.html、二〇一七年八月二六日最終閲覧）参照。

（8）二〇一六年一〇月一八日の衆院環太平洋戦略的経済連携協定（ＴＰＰ）特別委員会で、安倍首相は、ＴＰＰ発効後のヒトの移動の円滑化に関連し「移民は全く念頭にない」と述べた。その一方で、ＴＰＰとは別に「高度外国人人材の受け入れ促進に加え、建設分野などで外国人材の受け入れを進めている」とも述べている。「安倍晋三首相『移民政策は毛頭考えていない』」産経新聞　二〇一六年一〇月一八日（http://www.sankei.com/politics/news/161018/plt1610180026-n1.html、二〇一七年八月一五日最終閲覧）を参照のこと。

（9）宮島ほか・前掲注（4）五三頁参照。ここでは、二〇一四年四月の産業競争力会議での「移民政策と誤解されないよう配慮しつつ……」といった安倍首相の発言につき言及されている。また、日本での移民論議につき、築山ほ

か・前掲注（4）多文化共生施策二六頁参照のこと。

（10）芦部信喜『憲法』（岩波書店、第六版、二〇一五年）九一頁以下。

（11）伊豫谷・前掲注（1）一二頁以下。

（12）伊豫谷・前掲注（1）一五頁参照。

（13）トヨタ自動車を中心として自動車産業により発展してきたこの地域において、外国人労働者に関する先鋭的な社会課題・社会問題が生じ、これに様々な主体が取り組んできた。築山・前掲注（4）共生社会の視点一四〇頁。

（14）築山ほか・前掲注（4）多文化共生施策、築山・前掲注（4）共生社会の視点、築山欣央「多文化主義と文化的権利―豊田市保見ケ丘の事例を参考として―」地域社会デザイン研究第四号（愛知学泉大学地域社会デザイン総合研究所、二〇一六年）二七頁以下。

（15）ここで「中長期在留者」とは、入管法上の在留資格のうち一定の条件を満たすもので、例えば定住者、永住者がこれに該当する。この条件等をはじめ、二〇一二年からの在留管理制度については、法務省入国管理局の説明サイトを参照（http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact_1/index.html、二〇一七年八月一五日最終閲覧）。

（16）法務省ＨＰ（http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri04_00065.html、二〇一七年八月一五日最終閲覧）の報道発表資料参照。在留外国人数の上位五か国を順に示すと以下のとおりである。中国六九万五五二二人、韓国四五万三〇九六人、フィリピン二四万三六六二人、ベトナム一九万九九九〇人、ブラジル一八万九二三人である。都道府県の状況としては、東京が一位（五〇万八七四人で全体の二一％）、次いで愛知（二二万四四二四人、全体の九・四％）、そして大阪（二一万七六五六人、全体の九・一％）となっている。

（17）このような前年末からの年間の増加率につき、二〇一四年末の数値は二〇六万六四四五人から二一二万一八三一人と五万五三八六人の二・七％増、二〇一五年末の数値は二一二万一八三一人から二二三万二一八九人と一一万三五八人の五・二％増となっており、ここ最近は年々それ自体上昇傾向をみせている。

（18）またこれは、二〇〇七年に届出が義務化されて以来の過去最高も更新した。厚生労働省ＨＰ（http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000148933.html）の報道発表資料によると、外国人労働者数につき、国籍別状況では中国三四万四六五八人、ベトナム一七万二〇一八人、フィリピン一二万七五一八人、ブラジル一〇万六五九七人、ネパー

ル五万二七七〇人である。都道府県の状況としては、東京が一位（三三万三一四一人で全体の三〇・七％）、次いで愛知（一一万七六五人、全体の一〇・二％）、そして神奈川（六万一四八人、全体の五・五％）となっている。

(19) 前掲注（16）の報道発表資料および注（18）の報道発表資料を参照のこと。

(20) 愛知県ＨＰの「愛知県内の市町村における外国人住民数の状況（平成二八年一二月末現在）について」（http://www.pref.aichi.jp/soshiki/tabunka/gaikokuzinjuminsu-h28-12.html、二〇一七年八月一五日最終閲覧）参照のこと。

(21) 豊田市ＨＰの「豊田市の人口　二〇一六年一〇月一日現在人口　詳細データ」（http://www.city.toyota.aichi.jp/shisei/tokei/1004630/1016229.html、二〇一七年八月一五日最終閲覧）掲載の各種データを参照のこと。

(22) 豊田市ＨＰの「外国人統計」（http://www.city.toyota.aichi.jp/shisei/tokei/sonohoka/1004767.html、二〇一七年八月一五日最終閲覧）掲載のデータを参照のこと。愛知県ＨＰの数値と差があるが、豊田市の状況については豊田市の示す数値を使用する。

(23) 「保見ケ丘」は、保見ケ丘一丁目から六丁目を含む地区を指す言葉であり、このうち保見ケ丘四丁目から六丁目が「保見団地」として捉えられる。なお、保見ケ丘は、四つの自治区から構成され、一丁目から三丁目が保見緑苑自治区、四丁目が県営保見自治区、五丁目が公団保見ケ丘自治区、六丁目が保見ケ丘六区自治区となっている。

(24) ここで、この豊田市保見ケ丘にある保見団地についても概観しておくと、この地域は豊田市の北西部丘陵地帯に位置し、一九六九年から住宅公団（現都市再生機構、ＵＲ）、県、名古屋鉄道によって共同開発が始まり、一九七八年から入居が開始された。団地への外国人の入居は一九八〇年代後半から始まり、一九九〇年以降外国人居住者が一気に増加していった。その後、地域での外国人のマナー・非行の問題が顕在化し、それを含め様々な課題・問題が生ずるようになり、行政をはじめとする関連主体がそれらの解消に取り組んできた。

(25) 豊田市企画政策部国際課「豊田市の国際化（現状と取組）」（二〇一四年一二月）七頁参照（http://www.city.toyota.aichi.jp/shisei/kokusaikoryu/1004853.html、二〇一七年八月一五日最終閲覧）。なお現在、企画政策部国際課は、経営戦略室国際まちづくり推進課となっている。

(26) 本計画は二〇〇九年度を初年度とし二〇一二年度までの四年間の計画期間とする。豊田市ＨＰの「豊田市国際化推進計画（平成二一年三月）」（http://www.city.toyota.aichi.jp/shisei/gyoseikeikaku/shimin/1007527.html、二〇一

七年八月一五日最終閲覧）を参照のこと。

（27）豊田市ＨＰの「豊田市国際化推進計画改訂版（平成二五年三月）概要版」（http://www.city.toyota.aichi.jp/shisei/gyoseikeikaku/shimin/100752 8.html、二〇一七年八月一五日最終閲覧）参照。

（28）前掲注（25）豊田市の国際化一二頁参照。

（29）前掲注（25）豊田市の国際化資料一参照。

（30）前掲注（25）豊田市の国際化一二頁参照。

（31）「外国人純流入、最大一三・六万人　人手不足で増す存在感」日経新聞二〇一七年四月一五日（https://www.nikkei.com/article/DGXLZO15358730V10C17A4EA3000/、二〇一七年八月一五日最終閲覧）を参照。

（32）この「高度外国人材」は、「専門的・技術的分野」の在留資格ならびに特定活動「高度学術研究活動」、「高度専門・技術活動」および「高度経営・管理活動」を含む「特定活動」の在留資格を含むものである。

（33）厚生労働省「「外国人雇用状況」の届出状況まとめ（平成二八年一〇月末現在）」に添付されている資料【本文】参照（http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000148933.html、二〇一七年八月一五日最終閲覧）。

（34）「身分に基づく在留資格」とは、「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者」、「定住者」を含むものである。入国管理局ＨＰの「在留資格一覧表」（http://www.immi-moj.go.jp/tetuduki/kanri/qaq5.html、二〇一七年八月一五日最終閲覧）を参照のこと。

（35）前掲注（33）厚労省ＨＰ添付資料の「別添三『外国人雇用状況』の届出状況表一覧（平成二八年一〇月末現在）」別表一を参照。

（36）築山・前掲注（14）多文化主義二八頁以下参照のこと。

（37）厚生労働省ＨＰ「日系人離職者に対する帰国支援事業の実施について」（http://www.mhlw.go.jp/houdou/2009/03/h0331-10.html、二〇一七年八月一五日最終閲覧）参照のこと。

（38）都築くるみ「リーマンショックによる経済不況後、日系ブラジル人の生活はいかに変容したのか?――愛知県豊田市H団地の事例（二〇〇八年～二〇一二年）を考える――」『地域社会デザイン研究』一号（二〇一三年）四一頁によれば、二〇〇九年に開始された帰国支援事業を利用して母国へ出国した人は二万人を超えたとされる。

(39) 同時期多くの日系外国人が日本で生活することが困難となった状況を踏まえ、政府は二〇〇九年一月に「定住外国人支援に関する当面の対策」、同年四月に「定住外国人支援に関する対策の推進について」をとりまとめた。その後、二〇一〇年八月に「日系定住外国人施策に関する基本指針」、二〇一一年三月に「日系定住外国人施策に関する行動計画」が策定され、各種の施策が推進されてきている。二〇一四年三月には、これら二つを一本化する「日系定住外国人施策の推進について」がとりまとめられ、二〇一四年度から二〇一六年度にかけての日系定住外国人施策に関する具体的な方向性や施策が示された。なお、このとりまとめは、開始後三年を目途に必要に応じて見直されることとされた。内閣府「日系定住外国人施策の推進について」(http://www8.cao.go.jp/teiju/suisin/sesaku/index.html、二〇一七年八月一五日最終閲覧)。

(40) 前掲注（27）推進計画改訂版概要版一三頁参照。

(41) 豊田市ＨＰの「豊田市国際化推進計画改訂版（平成二五年三月）」二頁参照（http://www.city.toyota.aichi.jp/shisei/gyoseikeikaku/shimin/100752 8.html、二〇一七年八月一五日最終閲覧)。

(42) 柏崎千佳子「自治体による多分化共生推進の課題」宮島喬ほか『なぜ今、移民問題か』（藤原書店、二〇一四年）二一四頁。

(43) 築山・前掲注（14）多文化主義三〇頁以下参照。

(44) 外国人居住者のその居住地域コミュニティにおける包摂につき、築山・前掲注（4）共生社会の視点一四二頁以下参照。ここでは特に豊田市保見ケ丘の定住外国人に焦点を当てている。

(45) 鍛冶到「外国人の子どもたちの進学問題 貧困の連鎖を断ち切るために」移住連貧困プロジェクト編『日本で暮らす移住者の貧困』（現代人文社、二〇一一年）三八頁。

(46) ジョセフ・E・スティグリッツ、アマティア・セン、ジャンポール・フィトゥシ『暮らしの質を測る—経済成長率を超える幸福度指標の提案—』（金融財政事情研究会、二〇一二年）。

(47) ここで幾らか注意しなければならないのは、この報告書が、これからの「経済の指標と社会の進歩を測る有益な指標が開発される」ための提案であり、「地球規模でも国レベルでも、活発な討議が行われ」ていくことを求めるものだということである。また、特に外国人とその子どもに特に焦点を当てての指標というわけでもないことにも注意

をしなければならない。とはいえ、本指標により得られるであろう計測値は「政策討論をもっと豊かにし、人々が自らの住んでいる共同社会の状態をどう考えているかについての情報を提供する」もので、現代の共同社会における暮らしの質を検討する上でふまえるべき重要な考慮要素の基礎となりうるであろう。スティグリッツ・前掲注（46）二四頁以下。

（48）例えば、豊田市ＨＰ「外国籍のみなさんの国民健康保険について」では、外国籍者に対して国民健康保険の情報提供を行っている（http://www.city.toyota.aichi.jp/kurashi/koukikourei/1009088/1009124/1002919.html、二〇一七年八月一五日最終閲覧）。

（49）厚生労働省ＨＰの「子ども手当について　一問一答」（http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/osirase/100407-1.html、二〇一七年八月一六日最終閲覧）を参照のこと。

（50）近藤敦「第２章　外国人の権利と法的地位」近藤敦編著『多文化共生政策へのアプローチ』（明石書店、二〇一一年）五三頁以下参照。ここでは社会権にかかわる制度の概要が示されている。

（51）スティグリッツほか・前掲注（46）八三頁以下。

（52）スティグリッツほか・前掲注（46）八四頁。

（53）スティグリッツほか・前掲注（46）八四頁。

（54）「経済活動を拡大するようなかたち」で代替するような、そのような例として、「近所で非公式に見張っていたのが給料を払った警備員のしごとにかわったような場合」であるとする。

（55）スティグリッツほか・前掲注（46）八四頁。本報告書は、「人間の幸福度に関して、偏った見方をするのを避けるために、こうした社会的つながりの計測が必要である」とも述べ、「信頼できる数字を得るには人々の行動と諸活動に関する定期的調査が必要である」としている。

（56）スティグリッツほか・前掲注（46）七六頁。

（57）築山・前掲注（14）多文化主義三一頁以下参照のこと。

（58）田村太郎「外国人が生活する『現場』課題、取り組みについて～ＮＰＯ、当事者コミュニティの取り組みを中心に～」「外国人との共生社会」実現検討会議（第三回）配布資料（http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kyousei/dai3/

sidai.html、二〇一七年八月一六日最終閲覧）。

(59) 田村・前掲注（58）五頁。「外国人多住型」の例として、群馬県大泉町や岐阜県美濃加茂市が挙げられている。

(60) 築山・前掲注（4）共生社会の視点一四九頁以下参照のこと。

(61) 「文化資本」とはもともとブルデューにより提唱されたものである。ピエール・ブルデュー『再生産〔教育・社会・文化〕』（藤原書店、一九九一年）五〇―五一頁。ここでは、「文化資本」を、特定の社会集団における支配的なＡＰ（教育的働きかけ）が存在する場面で、「家族的ＡＰにより伝達されてくるもろもろの財」とされ、その内容を含め検討がされている。

(62) 宮島喬「就学とその挫折における文化資本と動機づけの問題」宮島ほか編『国際社会 2 変容する日本社会と文化』（東京大学出版会、二〇〇二年）一二二―一二三頁。

(63) 宮島は、Ｚ・ゼルルーによる先行研究を示しつつ、注目されるものとして、これらの点を取り上げている。宮島・前掲注（62）一二四―一四一頁。

(64) 宮島・前掲注（62）一二四―一四一頁。宮島の調査では、これらのうち親の学校経験について、子どもにとってより有利に働く条件とまではいえないとしている。

(65) 前掲注（25）豊田市の国際化一二頁参照。

(66) ①と②はＮＰＯ法人子どもの国（以下「子どもの国」という。）に対する事業委託、③はＮＰＯ法人保見ケ丘国際交流センター（以下「国際交流センター」という。）に対する事業委託、④はＮＰＯ法人トルシーダ（以下「トルシーダ」という。）に対する事業委託である。具体的なＮＰＯの活動につき、築山ほか・前掲注（4）多文化共生施策二八頁以下、築山・前掲注（4）共生社会の視点一五四頁以下、参照のこと。

(67) 築山・前掲注（4）共生社会の視点一五五頁以下参照。本ＮＰＯも伴う、豊田市の多文化共生施策に関し着目される最近の動向につき、同一五六頁以下参照のこと。

(68) 清水誠「最近の雇用状況について―平成２９年度版『経済財政白書』を参考に―」ハフィントンポスト 二〇一七年八月二九日（http://www.huffingtonpost.jp/makoto-shimizu/annual-report_a_23186980/、二〇一七年八月三〇日最終閲覧）。

（69）「実習生という労働力　人手確保の光と影」日本経済新聞 電子版 二〇一七年三月二一日（https://www.nikkei.com/article/DGXMZO14274190Q7A320C1MM8000/、二〇一七年八月三〇日最終閲覧）。

（70）伊豫谷・前掲注（1）一七頁参照。ここではまた、「人の移動に関わる研究は、グローバリゼーション研究を、われわれと他者、包摂と排除といった対抗図式を越えた水準へと引き上げうるひとつの研究課題を提供している」ともいう。